

令和4年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年3月4日

招集年月日	令和4年3月4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年3月4日午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会	令和4年 月 日午後 時 分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢立 孝彦	○
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	4番	小島 俊二		5番	末田 健治	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	小田 和子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	橋本 博明		教育長	二見 吉康	
	副町長	小野 直敏		病院事業管理者	—	
	総務課長	長尾 航治		教育次長	—	
	総務課主幹	三井 剛		教育課長	瀬川 善博	
	会計管理者 (会計課長)	児玉 裕子		安芸太田病院 事務長	栗栖 香織	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	金 升龍也		—	—	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	片山 豊和		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	税務課長	沖野 貴宣		—	—	
	住民課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田 裕二		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
衛生対策室長	森脇 泰		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年3月4日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
発議第1号	ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案の提出について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
議案第2号	安芸太田町個人情報保護条例の一部改正について
議案第3号	安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第4号	安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第5号	安芸太田町川・森・文化・交流センター条例の一部改正について
議案第6号	安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第7号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第8号	安芸太田町火入れに関する条例の一部改正について
議案第9号	安芸太田町地域体験交流館条例の一部改正について
議案第10号	安芸太田町筒賀交流の森条例の一部改正について
議案第11号	安芸太田町修道農業近代化施設条例及び安芸太田町津浪農業近代化施設条例の一部改正について
議案第12号	安芸太田町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第13号	安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
議案第14号	安芸太田町役場支所及び出張所設置条例の一部改正について
議案第15号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第16号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
議案第17号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
議案第18号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター(ひまわり))

議案第 19 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内デイサービスセンター)
議案第 20 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町サポートセンターふれあい)
議案第 21 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘)
議案第 22 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町地域支援センター)
議案第 23 号	財産の取得の変更について
議案第 24 号	町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について
議案第 25 号	令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 7 号)
議案第 26 号	令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 27 号	令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 28 号	令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 29 号	令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 30 号	令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 31 号	令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 32 号	令和 3 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 33 号	令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
	施政方針・予算概要
議案第 34 号	令和 4 年度安芸太田町一般会計予算
議案第 35 号	令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 36 号	令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 37 号	令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第 38 号	令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第 39 号	令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
議案第 40 号	令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 41 号	令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 42 号	令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第 43 号	令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第 44 号	令和 4 年度安芸太田町病院事業会計予算

令和3年第1回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和4年3月4日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		行政報告
第3		会議録署名議員の指名
第4		会期の決定
第5	発議第1号	ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案の提出について
第6	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
第7	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
第8	議案第2号	安芸太田町個人情報保護条例の一部改正について
第9	議案第3号	安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第10	議案第4号	安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第11	議案第5号	安芸太田町川・森・文化・交流センター条例の一部改正について
第12	議案第6号	安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
第13	議案第7号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
第14	議案第8号	安芸太田町火入れに関する条例の一部改正について
第15	議案第9号	安芸太田町地域体験交流館条例の一部改正について
第16	議案第10号	安芸太田町筒賀交流の森条例の一部改正について
第17	議案第11号	安芸太田町修道農業近代化施設条例及び安芸太田町津浪農業近代化施設条例の一部改正について
第18	議案第12号	安芸太田町道路占用料徴収条例の一部改正について
第19	議案第13号	安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
第20	議案第14号	安芸太田町役場支所及び出張所設置条例の一部改正について
第21	議案第15号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第22	議案第16号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)

第 23	議案第 17 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
第 24	議案第 18 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター (ひまわり))
第 25	議案第 19 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内デイサービスセンター)
第 26	議案第 20 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町サポートセンターふれあい)
第 27	議案第 21 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘)
第 28	議案第 22 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町地域支援センター)
第 29	議案第 23 号	財産の取得の変更について
第 30	議案第 24 号	町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について
第 31	議案第 25 号	令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 7 号)
第 32	議案第 26 号	令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
第 33	議案第 27 号	令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
第 34	議案第 28 号	令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
第 35	議案第 29 号	令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
第 36	議案第 30 号	令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
第 37	議案第 31 号	令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
第 38	議案第 32 号	令和 3 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
第 39	議案第 33 号	令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
第 40		施政方針・予算概要
第 41	議案第 34 号	令和 4 年度安芸太田町一般会計予算
第 42	議案第 35 号	令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
第 43	議案第 36 号	令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 44	議案第 37 号	令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
第 45	議案第 38 号	令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
第 46	議案第 39 号	令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
第 47	議案第 40 号	令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
第 48	議案第 41 号	令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

第 49	議案第 42 号	令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
第 50	議案第 43 号	令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
第 51	議案第 44 号	令和 4 年度安芸太田町病院事業会計予算

令和4年第2回定例会
(令和4年3月4日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第2回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり、議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求したものは、町長、教育長、病院事業管理者です。なお同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会から令和2年度事業に係る「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告書」が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。12月の定例会以降、本定例会までに受け付けた陳情等は、お手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。2月23日に産業建設常任委員会を山口県内の「道の駅」視察のため、委員派遣をいたしました。その結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりです。監査委員から1月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 行政報告

○中本正廣議長

日程第2、行政報告を行います。町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許可します。
橋本町長。

○橋本博明町長

あらためましておはようございます。今次定例会も議員の皆様の十分なお審議を賜りますよう、よろしくお願いたします。それではあの行政報告をさせていただきますけれども、その前に本日ロシア大使館を通じまして、プーチン大統領宛に抗議文を送付いたしますので、その件についてご報告をさせていただきますと思います。2月24日から始まりましたロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更です。こうした行為は、国連憲章違反であることはもちろん、冷戦後の国際秩序をあらさまに破壊する行為であり、到底容認することはできません。世界中でいまだ紛争やテロは無くなっていませんが、少なくとも名の通った大国が、戦争などという手段に手を染めることはなくなったのだと、世界は少しずつ進歩していると思っていた私としては信じられない思いでございます。意見の相違はあくまでも議論によって解決を目指すべきです。改めてロシアは直ちに戦闘行為をやめて、軍を撤収すべきであり、本日同趣旨の抗議文を県内の町長と連名でプーチン大統領宛に送付いたします。岸田総理にも平和国家の総理として、また被爆地の代表としてあらゆる手段を講じて、その実現に力を尽くしていただくことを切に願うものでございます。それでは改めて、前回定例会以降の行政の取り組みについて、お手元の資料の読み上げをもって、報告とさせていただきます。

行政報告1 職員研修の開催について

今年度2回目の職員研修は12月20日に、地域商社あきおおた 観光アドバイザーの有田隆司様をお招きし、「DMO“観光によるまちづくり機構”について」と題して実施しました。地域商社あきおおたが「登録DMO」として観光庁より認定を受けたことを踏まえて、DMOの現状や考え方、他団体の事例を講演いただきました。

2 新型コロナウイルス感染拡大（第6波）への対応について

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が全国的に猛威をふるっています。町内でも年明け以降、2月末までに新たに60人（合計89人）の感染が確認されており、この間、町としても対策本部会議を3回開催し、鋭意対応にあたってまいりました。特に今回の感染拡大では、町内でも相当数の方が自宅待機を余儀なくされることが予想されたことから、町独自の取組みとして、要支援自宅療養者に、食料品や衛生用品等の生活必需品を詰め合わせた支援物品を自宅へ配送する取組みを実施しています。物品の調達には、本町と包括連携協定を締結している生活協同組合ひろしまのご協力をいただき、また物品の配送は本庁・各支所と連携を取りながら進めており、2月末までに28名の要支援自宅療養者に届けました。

3 消防団活動について

消防団では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間の短縮と人数の制限をし、12月28日から3日間、年末特別警戒を実施しました。なお、「消防団出初式」は、感染症拡大防止のため中止としました。また、昨年、消防団本部がドローンを保有したことに伴い、消防団本部員のうち2名がドローン操縦講習を受講し、目視外飛行に必要な技術認証を取得しました。今後は計画的に操縦認証者を育成し、消防活動や災害対応におけるドローンの機動力を効果的に機能させるための体制を構築してまいります。

4 消防屯所整備について

戸河内土居屯所の老朽化に伴い、備蓄機能を備えた新屯所の建替えが完了しました。新屯所は近隣住民の方の一時避難所機能を有するとともに、消防資器材が効率よく格納できる施設となっており、気象警戒時における地域住民の安心と消防団員の待機時の環境が向上したと考えております。

5 防火水槽整備について

旧坂原小学校プールの廃止に伴う消防水利確保のため、坂原コミュニティのグラウンド内に地下式防火水槽を整備しました。この対応によって、当該地域における火災発生時の初期消火機能が向上しております。

6 自治体デジタルトランスフォーメーション協議会の要望活動について

本協議会は、各自自治体のDX推進にかかる事例交換や、課題の共有等を目的に、本町を含む全国各地の7自治体（安芸太田町・伊勢原市・川越市教育委員会・木津川町・田原本町・戸田市・真鶴町）及びデジタル関連企業等で設立し、その取組みを進めています。本年1月12日に、同協議会を代表して、奈良県田原本町長とともに、牧島デジタル大臣を訪問し、構成自治体における自治体DX推進にかかる要望書を提出いたしました。DX推進のための財政支援、人材支援、標準準拠システムに向けた支援等を要望し、過疎地域におけるDX推進の重要性について意見交換を行いました。

7 人材育成・交流センターについて

建設中の人材育成・交流センターの愛称募集を1月から行い、加計高校生や町民の皆さまからご応募をいただきました。関係者による選考会及び加計高校生の意見を参考に、愛称を「黎明館（れいめいかん）」に決定しました。同センターについては、工事完了後3月中旬には、町民の皆さまに内見していただく機会を設け、3月20日頃からは試験運用を兼ねて、一部供用を開始することとして準備を進めております。

8 ふるさと納税の推進について

令和3年度の「ふるさと納税」について、令和4年1月末現在で9,903件、1億3,241万5千円に達し、前年同期と比べプラス30%と過去最多を記録しております。今年度は納税サイトとして新たに「ANAのふるさと納税」を加え、2事業者を登録し、新規返礼品15点の取り扱いを開始しております。また「企業版ふるさと納税」についてもコロナ禍で営業活動が難しい状況ではありますが、自粛期間の合間にトップセールスを行っており、2月末までに4社410万円の寄附に結び付いたところでございます。

9 国民健康保険の運営に関する協議会について

2月9日に協議会を開催し、令和4年度の事業計画案及び予算案並びに令和4年度国民健康保険税率案について諮問をしました。会議において、国保財政の見通しや保健事業などに関しご質問やご意見をいただいたうえで、諮問どおり実施するよう答申をいただきました。なお、本答申に基づいて、本定例会に関連する条例改正案を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

10 家庭ごみ指定袋について

令和3年1月から燃えないごみについて更に4つの区分けをして排出をお願いしているところ、住民から「ごみがなかなか溜まらないため、燃えないごみ(小)指定袋を作成して欲しい」との要望が多く寄せられておりました。それに対応するため、令和4年4月からは家庭ごみ指定袋の包装に使用されている外袋を「燃えないごみ」4区分の指定袋として使用できることとし、1月から広報等で周知を行っているところでございます。

11 つなぐ棚田遺産(ポスト棚田百選)について

本町においては、これまで津浪、井仁、寺領・月の子の3か所が、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域として指定されていましたが、この度農林水産省においては、「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」として、改めて優良な棚田を認定されることとなり、2月15日付けで全国271地域の棚田が選定されました。広島県では4地域が指定され、本町の3地域も引き続き選定いただいたところでございます。

12 道の駅再整備基本計画策定事業について

2月18日に開催した道の駅再整備基本計画策定検討委員会において、道の駅再整備基本計画の検討結果と合わせて、次年度以降の整備スケジュールについて協議いたしました。年度内では最後の委員会となりましたが、委員よりいただいた意見を踏まえ、今年度の取組みを整理した内容を、『道の駅「来夢とごうち」再整備基本計画』として報告書に取りまとめる予定でございます。

13 新型コロナウイルス感染拡大影響事業者支援金について

令和3年9月議会において認めていただいた「安芸太田町新型コロナウイルス感染拡大影響事業者支援金」制度について、昨年末で完了いたしました。この支援金は町独自の制度であり、業種を限定せず、売上減少月額に応じて最大10万円を支給するものでしたが、最終的に55事業者に総額529万5千円を支給いたしました。

14 雪山誘客について

町内唯一の恐羅漢スキー場は、2月19日から営業を開始し、今年度は人工降雪機を5台増設、計19台設置され、積雪を確保することで安定して営業日数を確保されています。また、県道恐羅漢公園線は8月の豪雨災害で通行止めが続きましたが、2月10日には仮復旧が完了しております。新型コロナウイルス感染症の拡大で予定されたイベントが開催できないなどの影響がありましたが、1月の利用者数は昨年比96.2%で推移しているところでございます。

15 水道事業広域連携の検討状況について

令和4年11月の水道企業団の設立に向け、3回目となる「広島県水道企業団設立準備協議会」が2月7日に開催され、水道企業団の10年間の事業計画素案や地方自治法に基づく企業団規約素案について、協議を行いました。協議では、災害時における応急給水体制の整備や、企業団によるプロパー職員の採用計画への質問などがあつたほか、準備協議会へ参加していない市町へ、改めて参加を促してはどうかとの意見がありました。今後、町においては3月中に3会場で意見交換会を開催し、町民からの質問や意見を伺うこととしております。

16 「黒い雨」判決確定後の対応について

広島への原爆投下後に降った「黒い雨」を巡る訴訟の広島高裁判決が確定以降、町民の皆さまから被爆者健康手帳や健康管理手当などの交付申請が続いております。2月28日現在の被爆者健康手帳等の申請状況は、次のとおりでございます。表をご覧ください。本年4月から新たな認定制度が導入される

予定と聞いておりますので、県や市、関係市町とも情報共有しながら被爆者援護事務を進めてまいります。

17 新型コロナウイルスに対するワクチン接種について

全国的な新型コロナウイルス感染者数の増大に伴い、国からのワクチン追加接種（3回目）前倒しの要請に応えるべく、本町においても2回目接種から6か月を経過した方から順次接種できるよう、接種体制を構築しております。医療従事者や介護従事者等には、本年1月から優先して接種を実施しました。また、65歳以上の方の追加接種の予約については、混乱を回避するため、予め接種日を設定し、接種券一体型の予診票と併せて通知しており、接種日の都合が悪い方や町外接種を希望する方は、本町専用の「予約コールセンター」に予約日をキャンセル・変更していただくよう対応しております。65歳以上の方に対するワクチン接種は、予定どおり2月2日から開始し、現在のところ順調に進めているところでございます。また、64歳以下の方についても6ヶ月を経過した時点で前倒しの接種が行えるよう、安芸太田病院にも協力をいただき、接種可能日を拡充しているところであります。併せて、これから新たに5～11歳の児童に対するワクチン接種も実施するというので、その準備も鋭意進めております。なお、2月末現在での追加接種（3回目）の接種状況は、以下のとおりでございます。表をご覧くださいと思います。

18 筒賀高齢者生活福祉センターひまわり健康浴場について

筒賀高齢者生活福祉センターひまわりの2階健康浴場に係る長期休業に伴い、グリーンスパつつが「アルカリ温泉展望浴場」を代替利用場所として指定し、ひまわり健康浴場の利用料金相当の金額で利用できるよう、昨年11月15日から割引券交付を始め、現在まで155人の利用に係る割引券を交付しております。本割引券の使用は、本年3月末をもって終了となるため、割引券の交付を受けた方には改めて周知を図ってまいります。なお、この健康浴場については、本年度末をもって廃止とすべく、本議会においてご審議いただきたいと思っております。

19 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から18歳以下の子どもがいる世帯に対して臨時的な特別給付を行うとした今回の事業が完了いたしました。離婚等によって対象児童の養育者が受給できないといった問題が指摘されていましたが、本町では問題を事前に把握し、あらかじめ対象児童を養育している養育者を確認したうえで、その養育者に対して支給を行っております。支給実績は、以下のとおりでございます。表をご覧ください。

20 学校教育活動について

12月15、16日において、コロナ禍により2回の延期をした町内小学校修学旅行は、旅行先を山口方面に変更して実施いたしました。新型コロナウイルス感染症対策を充分に行いながら、小学校生活最後の思い出づくりとなりました。同じくコロナ禍で実施を延期している町内中学校修学旅行については、来月に実施を予定しております。1月14日、本町が12年にわたり東京大学や全国の学校等と連携して推進している「新しい学びプロジェクト」の全国大会を、文部科学省委託事業の実証研究委員会を兼ねて、加計小学校、安芸太田中学校、加計高等学校を会場に開催しました。感染症対策のため、授業は対象者を限定してインターネットで配信し、参加者は画面上で子どもたちの学びの様子を参観しました。県内外から120人の先生方がインターネット上で熱心な協議を行い、本町の先生方のICTの活用力と授業研究の質の高さとともに、小・中・高等学校のいずれの学校でもしっかり考え、話し合う子どもたちの様子に、高い評価をいただきました。2月14日、県委託の幼保小連携・接続充実事業における町推進協議会を、町内の園所・小学校の管理職と担当者が集まり実施しました。1年間のまとめを行うとともに、新1年生のスタートカリキュラムについて検討し、就学前教育から学校教育へのつながりを確認しました。

21 上殿小学校の休校について

学校適正配置の観点から、上殿小学校と戸河内小学校の統合について、児童、保護者、地元自治会等と協議を行ってきたところですが、令和3年12月23日開催の教育委員会会議において、令和4年4月1日より上殿小学校は当面の間休校とし、戸河内小学校を通学区域とする決定を行い、必要な規則改正

等の手続きを行いました。現在は「上殿・戸河内小学校準備委員会」を設置し、新年度に向けスムーズな学校運営を図るために、スクールバス運行、PTA規約改正、制服・体操服についてなど協議がされているところです。今後は、3月中旬に予定している準備委員会において最終確認がなされ、上殿地域の自治会と休校に関する覚書の締結を行う予定であります。また、3月25日に上殿小学校の休校式を予定しております。

22 人権フェスタについて

12月4日、人権週間・障害者週間と合わせ「人権フェスタ」を川・森・文化・交流センターで開催しました。東京2020パラリンピック大会やり投げ競技において6位に入賞された北広島町在住の白砂匠庸（しらまさたくや）さんによる講演会を行うとともに、会場内に町内小学6年生の人権標語の展示や町内福祉事業所等による体験・展示・販売コーナーを設けました。新型コロナウイルス感染症対策を行いつながりの開催となりましたが、約100人の参加がありました。

23 成人式及び立志式の延期について

令和4年1月中旬に予定していましたが「令和4年安芸太田町成人式」及び「令和4年立志式」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を延期しました。今後、感染症の状況を踏まえながら開催日程等を決定し、詳細が決まり次第、関係者へお知らせすることとしております。

24 安芸太田町病院事業新経営改革プランの策定について

安芸太田町病院事業新経営改革プランの策定に向けて、12月20日に第4回の委員会を開催しました。今回は、策定委員会の意見を追加した「病院事業中長期計画2021改革プラン（素案）」を提示し、財務改善に関連し管理会計導入の可能性や地域における安芸太田病院の役割等についてご意見をいただきました。令和2年度に公開予定であった国のガイドラインが大幅に遅れる中、本来であればガイドラインを待ってプランを作成するところ、安芸太田病院においては課題を抱えた状態で2年以上現状の運営を継続するより、一旦改革プランをまとめ、改善策を実行に移すことを優先すべきとの判断で、今後公開されるガイドラインと大きな齟齬があった場合は、改革プラン実施途中であっても修正のための協議を行うことを条件に承認をされました。詳しい内容は、広報2月号の特集ページで町民にもお知らせしております。安芸太田病院は、住民の皆さんのために存続すべき病院として、単なる黒字の追及でなく、住民の健康を守り、生涯を通じて安心して生活できる社会の構築のため、一緒に考え行動していく病院を目指します。

25 新型コロナ有料PCR検査について

全国的に新型コロナウイルス感染症がまん延する中、感染リスクが高い環境にある等、症状は全くないが「感染の不安がある方」や「仕事等で陰性であることが確認したい方」を対象とした有料のPCR検査を実施しております。かぜ症状等のある方は通常の発熱外来を受診されますが、無症状者限定の検査として通常診療とは別に体制を整え、予約や検査時間も指定させていただき実施しております。2月末までに7件の申込みがありました。

以上でございます。

○中本正廣議長

以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第3. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番小島俊二議員及び5番末田健治議員を指名します。

日程第4. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第4、会期の決定について議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日3月4日から3月18日までの15日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は15日間に決定しました。

日程第5. 発議第1号

○中本正廣議長

日程第5、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案の提出について」を議題とします。提出者の説明を求めます。佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出をいたします。令和4年3月4日。提出者、安芸太田町議会、副議長 佐々木美知夫、賛成者 総務常任委員会委員長、末田健治、産業建設常任委員会委員長 津田宏。安芸太田町議会議長 中本正廣様。

提案理由、2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻はウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できるものではなく、ロシアのプーチン大統領は今回の軍事侵攻に際し核兵器の使用を示唆するような発言、また、これは核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願うヒロシマの心を踏みにじるものであります。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻とプーチン大統領の発言に対して、厳重に抗議するとともにロシア軍による攻撃を即時に停止し、ウクライナからの完全撤退を求める。また、関係国政府においては一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう強く求めるものであります。以上であります。決議案は、裏の面をご覧ください。以上です。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案の提出についてを起立により採決します。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案の提出については、原案のとおり決定しました。なお、広島県町議長会においても同様の決議案を提出しております。ご承知おきください。

日程第6. 承認第1号

日程第7. 承認第2号

日程第8. 議案第2号

日程第9. 議案第3号

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

日程第12. 議案第6号

日程第13. 議案第7号

日程第14. 議案第8号

日程第15. 議案第9号

日程第 16. 議案第 10 号
日程第 17. 議案第 11 号
日程第 18. 議案第 12 号
日程第 19. 議案第 13 号
日程第 20. 議案第 14 号
日程第 21. 議案第 15 号
日程第 22. 議案第 16 号
日程第 23. 議案第 17 号
日程第 24. 議案第 18 号
日程第 25. 議案第 19 号
日程第 26. 議案第 20 号
日程第 27. 議案第 21 号
日程第 28. 議案第 22 号
日程第 29. 議案第 23 号
日程第 30. 議案第 24 号
日程第 31. 議案第 25 号
日程第 32. 議案第 26 号
日程第 33. 議案第 27 号
日程第 34. 議案第 28 号
日程第 35. 議案第 29 号
日程第 36. 議案第 30 号
日程第 37. 議案第 31 号
日程第 38. 議案第 32 号
日程第 39. 議案第 33 号

○中本正廣議長

日程第 6、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第 39、議案第 33 号、令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）までの 34 件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

それでは、議案についてご説明をさせていただきます。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて並びに承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて。いずれも林道で発生した走行中の事故に係る和解及び損害賠償額について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第 2 号、安芸太田町個人情報保護条例の一部改正について。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 3 号、安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について、所要の改正を行うものです。

議案第 4 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。特別職報酬等審議会の答申内容を反映させた条例改正案を上程するものです。

議案第 5 号、安芸太田町川・森・文化・交流センター条例の一部改正について。4 階の加計高校寮移転に伴い、施設管理方法を指定管理から直営に変更するため、所要の改正を行うものです。

議案第 6 号、安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。令和 3 年 4 月 13 日付の消防庁通知に基づき、出動手当を廃止することに伴い、出動報酬を創設し、出動報酬単価と支給単位及び会議日当単価を変更するため、条例の一部改正を行うものです。

議案第 7 号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について。国民健康保険税の税率改正について国民健康保険の運営に関する協議会から答申を得たもので、国民健康保険の県単位化に伴い、保険税

水準の統一を目指し、県が示す標準保険税率に向けての段階的な改正と全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、未就学児に係る均等割額の軽減措置を導入しようとするものです。

議案第 8 号、安芸太田町火入れに関する条例の一部改正について。気象庁による気象発令の改正等により条例中の文言の整理を行う必要があることから、所要の改正を行うものです。

議案第 9 号、安芸太田町地域体験交流館条例の一部改正について。地域交流館の一部（イベント広場）を民間事業者に貸付け、地域活性化を図ることを目的に条例の一部改正を行うものです。

議案第 10 号、安芸太田町筒賀交流の森条例の一部改正について。筒賀交流の森木工陶芸館の所在する土地を所有者に返還するため、同施設を令和 3 年度末で廃止とするよう、条例の一部改正を行うものです。

議案第 11 号、安芸太田町修道農業近代化施設条例及び安芸太田町津浪農業近代化施設条例の一部改正について。当該施設の管理について町内公の施設との整合性を図るとともに、今後の農林業を中心とする産業活性化の施設利用者の負担を軽減するため、各条例の一部を改正するものです。

議案第 12 号、安芸太田町道路占用料徴収条例の一部改正について。本町の道路占用料を定める際に参照している国の道路占用料が改定されているため、本町の道路占用料徴収条例の別表全部を改定することに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第 13 号、安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について。筒賀高齢者生活福祉センターひまわり 2 階の健康浴場部門を令和 3 年度末で廃止とするため、当該施設で実施する事業の変更に伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第 14 号、安芸太田町役場支所及び出張所設置条例の一部改正について。安芸太田町安野出張所が J A 安野支店の廃止により安野郵便局へ移転するため、条例の一部改正を行うものです。

議案第 15 号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。新年度において生涯活躍のまち拠点整備計画策定委員会を開催し、筒賀拠点整備基本計画（構想）を取りまとめるため、審議・検討していただく計画策定委員の日額報酬を定めるものです。

議案第 16 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町いこいの村ひろしま）。令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 1 年間、当該施設の指定管理者を定めるものです。

議案第 17 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町深入山グリーンシャワー）。令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 1 年間、当該施設の指定管理者を定めるものです。

議案第 18 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター（ひまわり））。令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 年間、当該施設の指定管理者を定めるものです。

議案第 19 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町戸河内デイサービスセンター）。令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 年間、当該施設の指定管理者を定めるものです。

議案第 20 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町サポートセンターふれあい）。令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 年間、当該施設の指定管理者を定めるものです。

議案第 21 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘）。令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 年間、当該施設の指定管理者を定めるものです。

議案第 22 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町地域支援センター）。令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 年間、当該施設の指定管理者を定めるものです。

議案第 23 号、財産の取得の変更について。安芸太田町人材育成・交流センターの厨房機器取得について、契約内容に変更が生じたため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 24 号、町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について。町営住宅契約者において、他に迷惑を及ぼす行為及び住宅使用料を滞納している者に対して、建物明渡請求訴訟を行うものです。

議案第 25 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）。令和 3 年度安芸太田町一般会計の補正予算第 7 号は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,398 万 2 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、減額が補助事業の確定に伴う歳入補助金及び補助裏の起債の減と歳出事業の精算減、また単町事業についても歳出執行見込み精査による減が大半となっています。増額分は、総務費が財政調整基金及び減債基金積立金の増。農林水産業費が森林環境譲与税基金積立金の増。土木費が除雪事業における委託料の増が主なものです。また繰越明許費についてもお願いするものです。

議案第 26 号、令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 134 万円の減額を定めるものです。今回の補正は、職員給与費等の人件費の減が主なものです。

議案第 27 号、令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号は、歳入歳出それぞれ 9 万 1 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、職員給与費等の人件費の減が主なものです。

議案第 28 号、令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 604 万 7 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、介護予防・生活支援サービス事業等の事業費精算減が主なものです。

議案第 29 号、令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計の補正予算第 2 号は、歳入歳出それぞれ 16 万 9 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、介護予防支援事業の事業費精算減が主なものです。

議案第 30 号、令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計の補正予算第 2 号は、歳入歳出それぞれ 2,129 万 6 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、簡易水道施設整備事業、工事請負費の減が主なものです。また繰越明許費についてもお願いするものです。

議案第 31 号、令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計の補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 101 万 3 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、前年度繰越金の整理に伴う基金積立金の増が主なものです。

議案第 32 号、令和 3 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和 3 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 1,423 万 9 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、筒賀水質管理センター防水扉等整備事業費等の増が主なものです。また繰越明許費についてもお願いするものです。

議案第 33 号、令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）。令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 163 万 5 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、歳入が筒賀財産区林の収入間伐事業において、材価が当初予定より高く売れたことに伴う立木売払収入の増、歳出は間伐施業費の負担金及び財産区管理基金積立金の増が主なものです。

以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提案理由の説明を終わります。なお、提出議案については、後日、詳細説明、審議を行います。5 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 43 分
再開 午前 10 時 48 分

日程第 40. 施政方針・予算概要

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 40、令和 4 年度安芸太田町予算の提出にあたり、町長より施政方針・予算の概要の申し出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

改めて、令和 4 年度予算の概要について、ご報告をさせていただきたいと思っております。令和 4 年度安芸太田町予算案をはじめ諸議案を提出するにあたり、その概要を申し述べますとともに、本町をとりまく最近の諸情勢とそれを踏まえた令和 4 年度の施政方針について申し述べ、議員各位並びに町民のご理解を得たいと存じます。令和 2 年の 5 月に町長に就任して以来、ほぼ 2 年が経とうとしております。とりわけこの 1 年は、私として初めて予算編成をさせていただき課題の解決に努力してまいりました。とりわけ私が最優先課題として挙げてきた過疎化の歯止めは、さすがに一筋縄では解決しないという事を改めて実感しているところですが、加えてこの 1 年は、新型コロナウイルスの猛威とも対峙しなければ

ならない、一昨年以上に難しい舵取りが迫られる1年でした。その1年間を踏まえて、今般の予算編成で私が意識したテーマが「しんか」でした。課題解決に向けて各種取組みを進めた結果、当初のねらいどおり、行政サービスの向上につながったものもあれば、現実の厳しさにぶつかり、更なる工夫を要する取組みもございました。しかし、総じて本町を取り巻く状況は昨年度と大きな変化はなく、これまで進めてきた取組みについても、大きく方向転換をしなければならないというよりは、むしろ更に前へと進めていかなければならない、各種取組みは今年度の経験を踏まえて改善を図ることによって、更に「進化・深化」を図るべき状況にあると認識しております。そこで、本予算編成において私が示した「骨太プログラム」では、昨年同様、引き続き2つの重点分野「ウィズコロナ・ポストコロナへの対応」と「人口減少対策の進化」を掲げました。「ウィズコロナ・ポストコロナへの対応」について、新型コロナウイルス感染症の波は第6波を数え、治まるところを知りません。引き続き、町民や事業者の安全・安心を確保するとともに、これまでの取組みを更に「しんか」させて、コロナ禍による社会変化を、過疎を止めるための力に転換していく必要があります。「人口減少対策」については、今年度以上に力を入れるつもりで、具体的な目標として社会増への転換を掲げています。令和2年度は、上半期は転入増の傾向が続きましたが、令和3年の年明け前後を襲ったコロナ第3波により、最終的には社会増に至りませんでした。令和3年度のコロナ感染症の規模は昨年度を上回っており、転入者数も問い合わせ件数も現時点で昨年度を下回っております。ただし、第5波が収束した令和3年秋以降に本町を訪れる観光客の多さは一昨年を超えるものがあり、自然に癒されたい人の流れ、田舎を志向する人の流れは未だ続いていると考えます。令和4年度は、施策の更なる「しんか」によって、転出を抑制し、移住を増やし、一刻も早い社会増の実現を目指すべきと考えております。国政に目を転じますと、新型コロナウイルス感染症の克服に向けた様々な政策に加えて、コロナ後の新しい社会を見据え、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るため、岸田総理のリーダーシップのもと、デジタル田園都市国家構想の実現等による成長戦略や成長分野を支える人材育成、非正規労働者のステップアップ、更には円滑な労働移動などへの支援等による分配戦略などに予算を重点配分し、過去最高であった令和3年度を更に9,867億円上回る一般会計総額107兆5,964億円の予算を編成されました。県においては、デジタルトランスフォーメーションの推進やひろしまブランドの価値向上、生涯にわたる人材育成などを引き続き推進していくとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や、アフターコロナを見据えた社会・経済の発展的回復、新型コロナウイルスや頻発する災害などを通じて顕在化した構造的課題への対応に注力するという一方で、こちらも一般会計総額1兆1,440億円と対前年4.6%増の予算案を提案されました。本町としても、過疎への取組みと新型コロナウイルス対策を並行して、強力に進めるべき状況にあります。本町の財政状況については、ここ数年間、財政調整基金の補填によって不足額を補うなど、大変厳しい状況にあるのはご存じのとおりです。令和2年度決算では久しぶりに財政調整基金の補填を伴わない決算収支となり、自治体の実質的な負債割合を示す将来負担比率も60%台から36.6%と大幅に改善されたほか、過去3年続けて悪化していた実質公債費比率も前年度の12.6%から12.4%となりました。令和3年度の決算も同様な傾向が予想されておりますが、現状の起債償還が落ち着く令和7年度までは、引き続き厳しい起債・基金管理による財政運営を行わなければなりません。こうした状況を総合的に勘案した結果、令和4年度の一般会計予算は、前年度を2億6,100万円下回る76億3,100万円を編成しております。このうち、骨太プログラムに示した重点指定事業は総額22億7,900万円となります。ポイントとしては、定住・人口対策の分野では、空き家確保の取組みを継続しながら、新規施策として、広島県と連携し潜在的な地方移住関心層の掘り起こしを行う事業や、移住の受け皿としての住宅確保を積極的に行うため、町主導での空き家リフォームやPFIによる新築賃貸物件の建設など総額5,600万円の予算を配分しています。子育て・教育・次世代育成の分野では、総額1億1,400万円の予算を配分し、4月から開設する人材育成・交流センターの運営を含め加計高校支援に継続して取り組むほか、教育環境の整備を図るため、学校施設のLED化やバリアフリー対策等を行うとともに、4月からの学校統合を円滑に進めるための町費教員を配置いたします。また、夢づくり交流館の改修を進めるとともに、教育大綱の策定に向けた取組みに着手いたします。健康・医療・福祉では、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うとともに、安芸太田病院の長寿命化のための支援等、総額5億1,500万円の予算を配分します。次に、社会基盤・防災・防犯では、デジタル戦略としてマイナンバーを用いた統合的な行政DX（デジタルトランスフォーメーション）の基盤整備を進めるとともに、危機管理・国土強靱化の観点から旧JR滝山川河川橋梁撤去に向けた実施設計や加計スマートICのフルインター化に向けた可能性調査を行うほか、消防団員の活動支援等にも適切に取り組むこととし、分野では最高の8億200万円の予算を配分しております。また、生活利便性・環境の分野では定額タクシーを

含めた公共交通の充実化などに4億4,600万円。産業・観光・しごとの分野では、道の駅周辺再整備や就農・森林経営等の支援、移住定住の促進と労働力の確保も兼ねた特定地域づくり事業協同組合の設立準備に取り組む等、総額1億8,600万円の予算を配分しております。コミュニティ分野では、地域おこし協力隊・集落支援員の拡充を行うほか、ふるさと納税の推進について、新たな寄附目標額1億7,000万円を設定するなど、1億6,100万円の予算を配分しております。次に、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応として、ワクチン接種体制の確保も含めた安心できる日常生活の確立に1億1,700万円、コロナ禍における事業継続を支える新たな支援制度を含む生活基盤を支える産業の再生に6,400万円、さらにはDXの推進による新たな日常の構築と次世代型行政サービスの推進に8,500万円と総額で2億6,600万円を割り当てております。なお、コロナ対策では、予測を超えた課題への対応に備え、これらとは別に予備費に1,000万円を配分するほか、当初予算には計上していない国の新型コロナウイルス交付金の枠として2,000万円を留保しており、適宜予算化していきたいと考えております。また、令和4年度は中期財政運営方針や定員管理計画の2年目であり、昨年引き続き財政調整基金取崩しの縮小や、起債借入額の縮小、人件費の抑制についても力を入れております。財政調整基金取崩しでは前年度より900万円、令和3年度からの総額でいえば1億円の圧縮を、起債借入額の縮小では、前年度より1億5,700万円、令和3年度からの総額で4億8,800万円の圧縮を見越しております。また人件費の抑制では、正規職員分と会計年度任用職員を合せて、前年度より1,300万円、令和3年度からの総額で7,800万円の圧縮を見越しております。改めて令和4年度の予算は、各分野それぞれの経験を踏まえた取組みの「しんか」を果たすとともに、本町の将来を見据えて必要と思われるプロジェクト、例えば旧JR鉄橋撤去や加計スマートインターのフルインター化、特定地域づくり事業協同組合の設立やPFIによる賃貸住宅整備といった新規事業の芽出しも盛り込んでおります。中には将来的に大きな財政出動を見込む事業もありますが、だからこそ、本年度も引き続き絞れるところはしっかり絞らせていただく、二重の意味で将来を見据えた予算案といたしました。後期基本計画の3年目の年となりますが、引き続き7つの「まちづくりの基本方向」のもと、7つの施策分野を並行して効果的に進めることにより、過疎を食い止め、本町の活性化に努めてまいります。

それでは主要事業の概要及び各施策のねらいについて、部門別に説明をいたします。

まず、総務部門については、技術部門の強化を図るべく、技術職員の確保と育成を主眼に、関係機関との人事交流や人事配置を行い人材育成を進めてまいります。令和5年4月から施行される職員の定年延長に向けた準備を進め、本町に最適な任用・職制等の検討を行います。更に私として、本町のあるべき教育を踏まえたうえでの教育改革大綱の策定に向けて、有識者からなる私的諮問機関を総務部門に設けて、検討を開始します。

危機管理部門については、非常時への備えとして、引き続き防災マップの更新や避難所の課題の整理に取り組んでまいります。また、献身的に活動いただいている消防団員の処遇改善と士気向上等を目的として、出勤報酬の引き上げ等消防団に対する支援を行うほか、各地区の防火水槽の計画的な整備、修道地区消防屯所建替への設計業務を進めてまいります。

財政・管財部門におきましては、引き続き公債費などの義務的経費の抑制等を行い、持続性のある財政運営を進めながら、懸案であった旧JR滝山川河川橋梁の撤去に向けた実施設計に着手するほか、旧松原小学校講堂は令和3年度の実施設計に続いて解体工事に着手いたします。また、今年度から行財政審議会において、公共施設等総合管理計画の見直しに着手していますが、公共施設が本町にとって適切な規模になるよう、施設の有効活用や廃止も含めた検討を進めてまいります。

税務・収納部門においては、町税等の納付について、納税者の利便性向上のため24時間365日いつでも納付できるコンビニ収納と、若い世代からのニーズやコロナ禍を踏まえた接触機会低減のため、スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済を4月からスタートいたします。また、今年度過去最多を更新したふるさと納税ですが、来年度も返礼品の開発に力を入れるとともに、企業版ふるさと納税のお願いも継続するなど、来年度の目標である1億7,000万円達成に向けて、鋭意取り組んでまいります。

企画部門については、引き続き、第二次長期総合計画（後期基本計画）や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた数値目標（KPI）の達成度を確認し、PDCAサイクルを定着させる旗振り役と、町の施策を戦略的に企画し連携する役割を強化してまいります。DXの推進については、令和3年度に策定した安芸太田町官民データ活用推進計画に基づき、4年度はマイナンバー統合基盤を整備し、全庁的なDX導入の準備を進めるとともに、先行事業として定額タクシー制度に町民の利便性向上に資するシステムを実装し、実証を行います。

移住・定住部門においては、引き続き空き家の利活用に向けた取組みを推進することに加えて、新たに広島県と連携し、首都圏や広島市内の潜在的な移住希望者の掘り起こしと本町への誘導を進める事業を行うとともに、多様な移住先の確保をめざし、空き家を町が借り上げて改修したうえで移住者に貸し出す事業と、民間活力を活用して新たに優良賃貸住宅の建設を進める事業を、建設部門と連携し推進してまいります。更に、しごとづくりの面から定住促進を図るため、新たな試みとして、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事として創出する特定地域づくり協同組合の設立を開始します。加えて、転出抑制策として、高等学校等通学費補助金事業、通勤者助成補助事業も拡充し継続してまいります。公共交通については、令和3年度から本格運行を開始した定額タクシーを継続するとともに、あなたくの飯室方面線を新設するなど、公共交通全体のベストミックス実現に向けた取組みを進めます。また、広島県と連携して推進している広島型MaaS（中山間型）推進事業は、令和4年度は実証実験段階に入り、定額タクシーにおけるICT導入の実装を行います。

自治振興部門においては、協働のまちづくりを進めるため、住民との懇談会はしもトークを引き続き開催します。周辺集落においては、集落内での支え合いに対する支援が引き続き必要とされる現状を踏まえ、集落支援員の配置を継続します。地域おこし協力隊は、現在5人の隊員が町内各所で活動していますが、新年度においても、町として地域課題をしっかりと設定したうえで、移住者ならではの視点や考えを活かした地域課題の解決や活力維持に繋がる活動を展開してまいります。

戸籍・住民部門においては、マイナンバーカードの取得率が今年1月末で44.7%と1年間で20%以上伸びた事を踏まえ、引き続き普及に力を入れてまいります。具体的には各種手続のサポート体制の強化や出張申請窓口を拡充し取得しやすい環境を整えます。人権啓発事業では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、人権啓発セミナーの開催や、広報誌等による啓発に引き続き取組みます。

環境部門においては、広島西ウインドファーム事業をきっかけとして課題となっている、大規模開発事業と自然環境との調和を図るための方法等について、引き続き研究を進めます。また、地球温暖化対策に関する広報や環境学習会などを実施し、環境問題に対する住民意識の向上も図っていきます。

衛生部門においては、快適かつ衛生的な生活環境を保全するため、一般廃棄物の適正処理を推進するとともに、ごみ分別の周知徹底を行う等、環境意識の啓発に努めます。また、経費削減に向けて、引き続きごみ中継施設のあり方や搬出方法等について検討を進めるほか、超高齢化社会の進展や関係法令等への対応等、持続可能な廃棄物処理に向けた取組みを進めてまいります。

観光部門については、町の特徴を生かした産業分野として地域活性化と雇用の確保の両面から重点的に力を入れてまいります。具体的には、地域DMOを取得した地域商社あきおおたが中心となり、多様化する旅行ニーズと地域ならではの取組みを繋げるツアーの企画や、そのための観光関連データの収集・活用、ヘルスツーリズムなど体験型の観光事業を担う人材の育成などを推進し、官民協働しながら事業者が儲かる観光地域づくりを進めます。また、町内での観光消費額向上に向け、観光モデル地域を設定し、戦略的に計画を立て、実践を支援することで、町内への展開や波及を目指します。今年度実施した宿泊割引キャンペーンについては、新年度も継続し観光需要の回復を図ります。道の駅及び周辺施設の再整備事業については、今年度で整備方針や盛り込むべき機能などをまとめましたので、新年度は、経営の観点や行政負担圧縮の観点から民間活力導入の可能性を検討するサウンディング調査を行い、国や県と連携し概略設計に着手いたします。

農業部門においては、ひろしま活力農業の生産性を高めるため、スマート農業の推進や販路拡大など安定的な経営継続に向けた支援を進めます。祇園坊柿については、年々減少している生産量を増加させるため、苗木購入や買取り補助を見直すとともに、祇園坊柿キャンペーンを継続し、知名度の向上を図ります。また、本町の農業施策を総合的かつ戦略的に進めるために、農業振興計画の策定に着手いたします。

林業部門においては、森林環境譲与税を活用した保育間伐を進めていくため、所有者との協定を順次整え実施するとともに、危険木・被害木等の処理事業の推進と小規模林業を育成するための技術講習や経営指導などを継続実施いたします。また、本町の豊富な森林資源の活用を更に進めるため、木質バイオマス発電の実用化に向け、木材生産、燃料となる木材チップの確保、発電の仕組み、熱利用、経済性などについて可能性調査を行います。出没が増えている有害鳥獣については、農産物への被害防止を図るための防止柵に対する補助と捕獲を進めていますが、新年度はさらに各地域に講師を派遣するなど効果的な被害防止について研修会を実施します。

商工部門においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度は新たな感染症対策や販路開拓などを行うための前向きな設備投資で事業継続を図る中小企業を支援する安芸太田町 with コロナ事業継続応援事業を新設します。

建設部門では、県の各種整備5か年計画に基づき、引き続き本町が要望している各種事業の早期着工・実現に向けて働きかけるほか、道路・河川・町営住宅・簡易水道・農業集落排水・特定環境保全公共下水道等の町民の生活を支える各種インフラについて、適切な維持管理を進めます。今年度は老朽危険空き家解体の補助制度の見直しを行った結果、一定の成果を得ることができました。新年度も引き続き解体件数の増加をめざし危険空き家の減少に努めます。また、今年度実施している加計スマートICフルインター化概略検討業務では概略設計の作成及び概算事業費の算出を整理し、新年度では加計スマートICフルインター化整備効果等調査業務により、詳細設計ならびに整備効果をまとめてまいります。小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、整備率を高めるべく引き続き実施するとともに、下水道と浄化槽の格差は正策である法定検査補助金及び浄化槽維持管理費補助金も引き続き実施いたします。また、現在、水道事業の統合について、県並びに15市町とともに協議を進めておりますが、本町における水道事業は、料金収入の減少、施設の老朽化に伴う費用の増加、事業を支える人材・技術力の不足など、様々な課題が明らかとなっております。現体制での継続はほぼ不可能と考えておりますが、では統合したとして、課題は解決されるのか、またその場合新たな課題は発生しないのか、ほかの選択肢はないのか、私としても未だに見極めができておりません。町民や議会にもご意見を伺いながら、本年夏までに結論を得たいと考えております。なお、統合、単独経営どちらを選択した場合も水道料金の見直しは必要になると考えております。

保健・医療・福祉の分野は、統括センター長の指導のもと、引き続き、連携を図りながら町民の健康確保に努めます。福祉部門においては、第3期地域福祉計画（第2期成年後見制度利用促進基本計画）を策定し、それぞれの地域での創意工夫にもとづく包括的な支援体制の整備・拡充等による地域福祉の推進を図ります。障がい福祉業務では第6期障害者計画・障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の具現化をめざし、特に、経済的な自立を図る上でも就労継続支援を充実させるとともに、必要なときに適切な支援が受けられるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。介護保険業務では、地域共生社会の実現を念頭におき、地域包括ケアシステムがより身近なものとなるよう、具体的にモデル地域を選定して事業を展開していきます。また、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止等にも重点を置き、必要な人に必要なサービスが提供できるまちづくりを進めます。

保健部門においては、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制を継続するとともに、感染拡大防止に関する啓発を継続し、感染症対策を講じた保健事業を展開していきます。健診事業については、感染症予防もふまえ、個別健診の充実を図るとともに、今年一年をかけて令和5年度からの個別健診のあり方、受診対象者及び健診内容などを見直していきます。さらに、母子健康手帳から始まるワクチン接種歴、各自の健診・疾患治療・投薬データを、個人のレベルで総合的に管理できるアプリの運用開始にあたり、健康関連事業等にかかる啓発活動の充実も図っていきます。今年度議論を開始した生涯活躍のまち筒賀拠点については、ワークショップ形式で地域の特徴や課題、拠点として備えるべき機能など様々なご意見をいただいたことを踏まえ、令和4年度はいよいよ基本構想をとりまとめてまいります。

就学前保育・教育部門においては、保小連携により、遊びから学習にスムーズな移行ができる環境を整えるとともに、筒賀児童センター夢づくり交流館については、施設の長寿命化を図るため大規模改修を行います。森のようちえん構想については、引き続き先進地の視察・調査・研究及び森のお散歩体験会等の開催などを進め、実現に向けた準備を進めてまいります。

学校教育部門においては、4月から上殿小学校の児童が戸河内小学校に通学することに伴い、学習・生活環境や教職員等との関係が大きく変化するなど、休校初年度の児童の新たな環境への適応と心身の安定を図るとともに、教育環境の充実に向け、教育指導支援員を配置し、学校・保護者・地域住民一体となって学校運営を進めてまいります。また、本町が継続して取り組んできた新しい学びプロジェクトによって培ってきた子どもたちの主体的・対話的で深い学びは全国的にも高い評価を得ており、今や本町が進める教育の大きな特徴となりつつありますが、来年度は、児童生徒が1人1台タブレットを使い、先端技術も活用しながら主体的・対話的で深い学びの進化を図るとともに、授業力の更なる向上に向けてICT教育の充実を図るため、ICT支援員を配置することとしております。学校運営協議会は、新年度からは全ての学校で設置いたします。これにより、地域社会に開かれた学校運営がより一層促進されるよう支援してまいります。学校施設関係においては、教室の照明のLED化等、国の学校施設環境

改善交付金等を活用しながら環境の改善を進めてまいります。加計高校については魅力向上のための取り組みを引き続き支援するほか、人材育成・交流センターの運営を適切に行い、地域創生の担い手となる人材育成を図ってまいります。

生涯学習部門においては、全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会を令和4年度も引き続き開催に向けて準備を進めてまいります。加計高校の寮の移設に伴い、川・森・文化・交流センターは令和4年度より直営施設とし、生涯学習関連施設として会議室・ホール等の貸出管理や建物の維持管理など行ってまいります。町立図書館の運営については、蔵書の充実と図書館システムの整備を進め、移動図書館やまびこ号の運行についても、順次巡回ルートの見直しを行うなど一層の利用促進を図ってまいります。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

特別会計の予算については、国民健康保険事業特別会計が8億6,464万円で4,504万円の減、後期高齢者医療事業特別会計が1億5,875万円で228万円の増、介護保険事業特別会計が12億9,798万円で142万円の増、介護サービス事業特別会計が1,910万円で41万円の増、簡易水道事業特別会計が2億3,800万円で625万円の減、農業集落排水事業特別会計が1億2,266万円で241万円の減、特定環境保全公共下水道事業特別会計が2億9,432万円で796万円の減、筒賀財産区特別会計が3,611万円で2,294万円の増、内黒山財産区特別会計が444万円で431万円の増となっており、これら9つの特別会計を合計した当初予算額は29億9,836万円と、令和3年度当初予算に比べて3,031万円、率にして1%の減となっています。

最後に病院事業ですが、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株への対応は、基本的な感染対策とワクチン接種が重要と捉えております。ワクチン接種については、新年度においても体制を整え取り組むとともに、陽性が判明され自宅療養が可能な患者への電話診療やオンライン診療を行い、必要な医療に繋げていく体制をとります。更に、県内医療体制のひっ迫を防ぐため、緊急時等の入院治療及び急性期治療後のポストコロナ患者の受け入れができる体制も備え、後方支援病院の役割を果たしてまいります。また、令和4年度は、今年度とりまとめた安芸太田町病院事業中長期計画2021の実行に移ってまいります。具体的には、原価計算導入による経営分析や安定的な病院運営を目指した事業計画の作成を行うとともに、第三者評価として、日本医療機能評価機構の病院機能評価受審を計画しております。病院機能の最適化では、地域医療の連携を更に強化するとともに、救急医療体制、広域連携や在宅医療・介護等、患者一人ひとりの退院後の生活を見据えた支援を院内多職種協同で支援をしてまいります。その中で保健・医療・福祉が切れ目なく提供できる地域包括ケアをけん引する役割が果たせるよう病床機能転換の検討も進めます。ウェルネス活動の推進・展開では、自身の健康に関する情報を自分で管理できるシステムPHR(personal health record)の普及を進めます。またICTを活用し、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染病患者さまへの非接触診療が可能となるオンライン診療や、アクセス不均衡や診断機会を増やすことが可能な遠隔診療を拡充いたします。また、以上の取り組みについては、院内でのPDCAサイクルをまわし、患者満足度調査等により評価いたします。合わせて医療現場で働く職員の環境改善を進め、研究や研修機会を拡充し、人材育成を図り、さらに信頼される病院をめざしてまいります。令和3年度決算見込みでは、安芸太田病院の病棟機能転換やコロナ関連補助金により黒字が見込まれているため、令和4年度予算の町からの繰入額は前年度より3,000万円削減をし、病院事業収益は病院・診療所合わせて20億241万円を予定しており、令和3年度当初予算と比べ3,572万円の増収を見込んでおります。資本的支出は、入院棟の外壁工事や医療機器の購入、企業債の元金償還などで2億3,841万円を計上しております。以上、令和4年度当初予算の概要説明とさせていただきます。どうぞ、十分にご審議いただき、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○中本正廣議長

これをもって、町長の施政方針・予算概要を終わります。5分間休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時29分

日程第 42. 議案第 35 号
日程第 43. 議案第 36 号
日程第 44. 議案第 37 号
日程第 45. 議案第 38 号
日程第 46. 議案第 39 号
日程第 47. 議案第 40 号
日程第 48. 議案第 41 号
日程第 49. 議案第 42 号
日程第 50. 議案第 43 号
日程第 51. 議案第 44 号

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 41、議案第 34 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計予算から、日程第 51、議案第 44 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計予算までの 11 件を一括議題といたします。提出者に、提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、ご説明させていただきます。

議案第 34 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計予算。予算概要において説明しましたとおり、安芸太田町の各種施策推進のため予算計上するもので、令和 4 年度安芸太田町一般会計予算は、総額 76 億 3 千 1 百万円を定めるものです。予算規模は前年度より 3.31%の減としています。

議案第 35 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算。議案第 36 号、令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 37 号、令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算、議案第 38 号、令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算、議案第 39 号、令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算、議案第 40 号、令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 41 号、令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議案第 42 号、令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算、議案第 43 号、令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算。令和 4 年度各特別会計予算は総額で 29 億 9,835 万 7 千円を定めるものです。国民健康保険事業特別会計の予算は総額 8 億 6,463 万 8 千円で、前年度より 4.95%の減としています。後期高齢者医療事業特別会計の予算は総額 1 億 5,874 万 6 千円で、前年度より 1.46%の増としています。介護保険事業特別会計の予算は総額 12 億 9,797 万 7 千円で、前年度より 0.11%の増としています。介護サービス事業特別会計の予算は総額 1,909 万 7 千円で、前年度より 2.19%の増としています。簡易水道事業特別会計の予算は総額 2 億 38 万 1 千円で、前年度より 3.03%の減としています。農業集落排水事業特別会計の予算は総額 1 億 2,265 万 9 千円で、前年度より 1.93%の減としています。特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は総額 2 億 9,431 万 6 千円で、前年度より 2.63%の減としています。筒賀財産区特別会計の予算は総額 3,610 万 7 千円で、前年度より 174.22%の増額としています。内黒山財産区特別会計の予算は総額 443 万 6 千円で前年度より大幅な増額としています。

議案第 44 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計予算。令和 4 年度安芸太田町病院事業会計の収入支出予算を定めるもので、収益的収入及び支出は 20 億 241 万 2 千円で前年度より 1.81%の増としています。また、入院棟の外壁改修や医療機器整備等の資本的支出は 2 億 3,841 万 3 千円で前年度より 67.12%の増としています。詳細については、担当課長等から説明させます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で、提出者の提案理由の説明を終わります。提出議案については、後日、詳細説明、審議を行います。本日の日程は、以上で全部終了しました。本日は、これで散会します。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前 11 時 35 分 散会